

令和6年度学童クラブ入会制度の主な改正点

1 学童クラブに入会できる児童の「保育を必要とする時間」を見直します。

令和5年度：2年生以上の場合、月曜日から金曜日の午後4時から午後6時まで



全学年、月曜日から金曜日の午後3時から午後6時まで

1年生の場合と2年生以上の場合の区分けをなくしました。

2 児童の状況について、早退の場合でも出席1日と考えます。

令和5年度：午後5時より前に児童が帰宅する場合、早退は0.5日



早退の場合でも、出席1日とします。

出席は1日、欠席は0日とし、4週で16日以上出席が必要なおことに変わりはありません。

3 就労場所が居宅内と居宅外があるときの区分を見直します。

令和5年度：居宅外が「4週で16日以上 居宅外」、「4週で8日以上 居宅内外」、
「4週で8日未満 居宅内」の3区分



「居宅内外」を廃止し、居宅外が4週で8日以上 居宅外、8日未満 居宅内 の2区分にします。

居宅外と居宅内の基準指数に2点の差がありましたが、1点差とします。

4 入会基準指数を一部見直します。

令和5年度：居宅内就労7～8点、就学または技能訓練7～8点



居宅内就労 8～9点、就学または技能訓練 8～9点

5 コロナウイルス感染症予防に伴う各取り扱いを廃止します。

例：「コロナウイルス感染症拡大の影響により、学童クラブ申請期間において在宅勤務をしているが、新年度4月1日の就労形態が決まっておらず、新型コロナウイルス感染症の状況によっては4月以降出勤(居宅外)の可能性ある」場合、居宅外で審査していましたが、この取り扱いを廃止し、居宅内として審査します。

**6 二次申請締め切り時点で一定数以上空きのある学童クラブにおいて、
入会の要件を緩和して受入れを行います。**

一次申請(11月6日～11月25日)および二次申請(12月4日～2月19日)後、一定数以上空きのある学童クラブにおいて、三次申請(2月26日～3月2日)および先着受付(3月4日以降)に、保護者の状況、児童の状況ともに、4週で12日以上を満たせば申請ができることとします。

申請可能な学童クラブ(一定数空きのある学童クラブ)については、二次申請締め切り後、練馬区ホームページでお知らせします。

詳細は「練馬区立学童クラブ 練馬区立ねりっこ学童クラブ案内」で、ご案内いたします。

7 学童クラブの障害児の受け入れ人数について

特別支援学級のある学校のうち、近隣に児童館・地区区民館学童クラブのない、ねりっこ学童クラブでは障害児優先受入枠を拡大する予定です。

詳細は「練馬区立学童クラブ 練馬区立ねりっこ学童クラブ案内」で、ご案内いたします。